

業 務 委 託 仕 様 書

1 基本事項及び目的

県議会庁舎の電力設備を安全で信頼度の高い状態を維持するため、かつ、設備機器の耐久性の向上を意図した保安点検業務（以下「業務」という。）を実施し、議会庁舎の公共建築物としての機能を良好な状態で維持して、公共の利益に寄与していくことを目的に業務の遂行に当たらなければならない。

従って、請負者は業務の実施にあたり、庁舎等の重要性及び特殊性を充分認識し、この仕様書に示されない事項であっても、業務の性質上で当然と思われるものは実施するものとする。

2 保安管理体制

- (1) 本業務の実施にあたっては、沖縄県本庁舎等電気工作物保安規程を遵守しなければならない。
- (2) 保安規程で規定する電気主任技術者は、電気事業法に基づいて選任された管財課の職員とする。
- (3) その他保安管理体制で、重要な変化が生じたときは、相互の協議事項とする。

3 対象設備

- 高圧受変電設備
- 低圧配電設備等
- 自家用発電設備
- その他の設備

4 保守点検業務の内容

保安のための保守点検業務は、定期点検と法定点検（精密点検）とし、別添点検要領に準じて実施する。

なお、対象設備等に故障等の重大な事態が発生し、県からその旨の連絡があった場合は、速やかに対応するものとする。

(1) 定期点検

対象設備を毎月1回停電作業を伴わないで、測定器又は五感等で状況点検し設備機器の異常状態を判断する作業。

(2) 法定点検（精密点検）

対象設備を年に1回停電させ、試験器・測定器及び動作試験等並びに清掃手入れを行い、設備機器の機能・性能の状態を判定すると共に設備機器の周辺環境整備を行う作業。

業務の性格上、長時間の停電を伴うことから、作業実施は閉庁時に実施されなければならない。

(3) 臨時点検等

故障等で県から要請を受けて行う点検又は状況把握のために臨時で行う点検で、緊急を要する際には、連絡をして30分以内に現場へ到着し、対応すること。

5 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常等を発見したときは、軽微な調整等の措置の範囲を超え、修理等の改善が必要であると判断される場合は、県へ状況及び改善策を合わせて文書で報告しなければならない。

なお、緊急を要するときは、口頭で報告して応急措置等の対策を講じる。

6 安全の確保

業務の遂行にあたっては、関係法令の遵守に努め、事故の防止等の安全対策に万全を期さなければならない。

7 法定点検時の業務計画書

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を提出し、県の電気主任技術者若しくは担当者（事務局職員等）と打ち合わせを行わなければならない。

- (1) 作業の実施方法及び実施概要
- (2) 作業の実施体制
- (3) 作業の実施工程表
- (4) 作業の種別毎の詳細
- (5) 作業員名簿

業務上の責任者（以下「業務代理人」という。）等の名簿及び資格を要する業務にあつてはその充足を示す書類（主任技術者名簿等）

- (6) 仮設、養生等の計画
- (7) 使用機材等一覧表
- (8) その他必要な事項

※ 報告書の作成にあたっては、電気主任技術者若しくは同等以上の能力を有し、報告事項を的確に判定できる者が作成すること。なお、明瞭で誤脱のない書類として製本し2部提出すること。

8 検査及び立会い確認等

受託者は、委託契約書第8条に定める検査及び県が指定する業者の終了時等には県の係員の立合いを求め確認を受ける。

ただし、県が承諾した場合には、写真、記録等により確認を受けることができる。

9 機材等の負担区分

この業務に必要な工具及び機材等は、原則として受託者が負担するものとする。

ただし、電力及び用水等は無償で提供する。

10 必要事項の充足

本仕様書は、設備機器の保安点検の大綱を示すものであることから、仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足するものとする。

点 検 要 領

<議会庁舎>

1 定期点検（毎月1回実施）：基本的に測定器・五感による点検

（1）受変電設備（高圧部）

- a、断 路 器 b、高圧遮断器 c、電力ヒューズ d、P C S
- e、開閉器類 f、高圧母線 g、変圧器 h、計器用変成器
- i、避雷器 j、配電盤表面 k、配電盤裏面 L、コンデンサー
- m、その他

（2）受変電設備の点検内容

- a、各部の外観目視点検
- b、異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- c、汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- d、機器温度の目視点検及び接続部の活線温度測定
- e、その他計器の指針状況等の必要な点検
- f、変圧器中性線の漏れ電流測定

（3）負荷設備（低圧部）

- a、低圧配電盤 b、屋内幹線設備（バスダクト） c、蓄電池設備
- d、充電装置 e、低圧用変圧器 f、ケーブル等 g、その他

（6）負荷設備の点検内容

- a、各部の外観目視点検
- b、変圧器中性線の漏れ電流の測定・結果の判定
- c、支持物の欠落状況の有無
- d、異音・異臭及び過熱・変色・亀裂・発錆の有無点検
- e、汚損・損傷及び油漏れの有無点検
- f、蓄電池の油面・沈殿物・極板・隔離板・端子・温度・比重の点検等
- g、その他負荷設備の維持管理に必要な点検

2. 法定点検（年1回精密）

基本的に停電を要する点検事項を、試験器・測定器を用いて機能及び性能を検査し、さらにインターロックの正常な動作状況等を点検する。また、点検実施にあたっては、行政棟の受変電設備保安点検業務受託業者と連絡等を密に行い、事故が発生しないようにしなければならない。

（1）議会庁舎電気試験・測定及び機能点検項目

- a、高圧回路絶縁診断（8回路）、高圧フィーダ回路の絶縁診断（2回路）
- b、地絡方向継電器（67）の性能試験（6台）
- c、過電流継電器（51）の性能試験（8台）
- d、過電圧継電器（59）の性能試験（1台）
- e、地絡過電圧継電器（64G）の性能試験（2台）

- f、不足電圧継電器（27）の性能試験（4台）
 - g、真空遮断器機能試験（12台）
 - h、高圧進相コンデンサー機能試験（6台）
 - i、接地抵抗測定：簡易測定法（15極）
 - j、計器較正試験：単要素（12個）
 - k、計器較正試験：二要素（4個）
 - l、漏電警報器試験（9個）
 - m、シーケンス試験（20動作）、インターロック試験（10動作）
 - n、活線温度測定（94回路）
 - o、低圧絶縁測定：分電盤二次側含む（798回路）
- (2) その他
- a、仮設電源の設置及び撤去：携帯用発電機
 - b、機器・盤内及び電気室内の清掃等による環境整備
 - c、設備・機器機能及び保安管理上で必要な試験・測定